

11. 交通運賃、施設使用料等の減免、割引

(1) 交通・通信

制 度	対 象 者 及 び 内 容				問 い 合 せ 先	備 考	
旅客鉄道株式会社(JR)の旅客運賃割引	旅客鉄道株式会社の経営する鉄道・航路及び自動車線の運賃が次のとおり割引されます。				各 駅	公営及び民営の鉄道においても旅客鉄道株式会社に準じて割引を行っているところもあります。利用する際は各鉄道会社にお問い合わせください。	
		第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者		第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者			
		本人単独	本人と介護者	本人単独			本人と介護者
	普通乗車券	片道100kmを超える場合 5割引	本人と介護者1名ともに 5割引	片道100kmを超える場合 5割引			片道100kmを超える場合 本人のみ5割引
	定期乗車券	—	同上	—			12歳未満の場合、本人のみ5割引
回数乗車券	—	同上	—	—			
普通急行券	—	同上	—	—			
<p>※本人が、高校生・中学生・小学生の場合は、大人通学定期運賃(大学生用)の半額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特急券(指定席・自由席)、グリーン券、寝台券などの割引はありません。 ・ 旅客鉄道株式会社の乗車券発売窓口で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(いずれも顔写真が貼付され、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの)を呈示して割引乗車券を購入できます。(手帳のコピー等は不可) ・ 身体障害者割引または知的障害者割引を適用した割引乗車券は、マイROIDの呈示でもご購入できます。(ただし、マイナポータルとデータ連携されたものに限る。) ・ 自動車線の定期乗車券については3割引です。 							
WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)の旅客運賃割引(丹鉄)		第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者		第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者		WILLER TRAINS株式会社 (京都丹後鉄道) TEL 0772-22-8571 (平日9時~18時) 又は 有人駅の乗車券 発売窓口	乗車券等は、有人駅の乗車券発売窓口で身体障害者手帳、療育手帳又は、精神障害者福祉手帳(旅客鉄道株式会社(等)旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもので、顔写真が貼付けられているもの。かつ、精神障害者保健福祉手帳については有効期限が超過していないもの。)を呈示して、駅窓口にて営業時間内にお買い求め下さい。
		本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者		
	普通乗車券	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人5割引	距離制限無し 本人と介護者1名ともに5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人5割引	JR西日本・丹鉄線区間を通じて片道100kmを超える場合本人のみ5割引		
	定期乗車券	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可)本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引	—	片道100kmまでの区間(JR西日本・丹鉄線区間を通じて可)12歳未満の本人と介護者1名ともに5割引 但し、本人が通学定期券を使用の場合は、介護者のみ通勤定期券の5割引		
回数乗車券	—	丹鉄線内区間 本人と介護者1名ともに5割引	—	—			
<p>※本人と介護者がご乗車の場合は、同一行程となります。</p> <p>※有人駅の乗車券発売窓口でマイROIDでマイナ連携された身体障害者手帳、療育手帳を呈示して割引乗車券を購入できます。</p>							
<p>参考<有人駅> 福知山駅、西舞鶴駅、宮津駅、天橋立駅、豊岡駅、丹後由良駅、栗田駅、与謝野駅、京丹後大宮駅、峰山駅、網野駅、夕日ヶ浦木津温泉駅、小天橋駅、久美浜駅、大江駅の15駅</p>							

制 度	対 象 者 及 び 内 容				問 い 合 わ せ 先	備 考
京都市営 地下鉄の運 賃割引及び 京都市バス の運賃割引	対象者		割引内容		京都市交通局 TEL 075-863-5061	* 身体障害者手帳、療育手帳(スマートフォンアプリ「ミライロID」を含む)等の呈示が必要。 (市バス:運賃支払時に呈示 地下鉄:乗車券購入時に呈示 定期券:定期券購入時に呈示) * 小児については、一部を除いて、介護者を認める。 * 京都市在住で「福祉乗車証」を交付されている場合は無料となる。
	・ 身体障害者手帳(1~6級)を所持している者及び介護者1名(車椅子は3名まで)。ただし、介護者は第1種身体障害者の者のみ認める。		・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 (地下鉄:50%割引 市バス:30%割引)			
	・ 療育手帳を所持している者及び介護者1名。ただし、介護者は第1種障害の者のみ認める。		・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 (地下鉄:50%割引 市バス:30%割引)			
	・ 児童福祉法の規定する諸施設で養護等されている者及び介護者1名。		・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 (地下鉄:50%割引 市バス:30%割引)			
	・ 学校教育法の規定する特別支援学級に通学する者及び介護者1名。		・ 普通券 50%割引 ・ 定期券 (地下鉄:50%割引 市バス:30%割引)			
私鉄の 旅客運賃 割引	京阪電車				【京阪電車】 お客さまセンター TEL 06-6945-4560 平日 9時~19時 土休日 9時~17時 年中無休(12/30~1/3を除く)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、もしくはアプリケーション「ミライロID」の呈示が必要です。 ※ミライロIDは、事前にマイナポータルAPI連携が必要です。 詳細については、鉄道会社、各駅等にお尋ねの上、お買い求めください。
		第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者	第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者			
		本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者	
	普通券 普通回数券	—	本人と介護者ともに5割引	—	—	
	定期券	—	本人と介護者ともに5割引 (12歳未満は割引なし、介護者のみ5割引)	—	本人が12歳未満の場合 介護者のみ5割引	
	※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。 ※介護者が通学定期券をご利用いただける資格をお持ちでも、介護者は割引の通勤定期券をご利用ください。 ※ご本人が通学定期券をご利用いただける資格をお持ちの場合は、割引の通学定期券をご利用ください。					
	阪急電車				【阪急電鉄】 交通ご案内センター TEL 0570-089-500 TEL 06-6133-3473 9時~19時(年中無休)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、もしくはアプリケーション「ミライロID」の呈示が必要です。 詳細については、鉄道会社、各駅等にお尋ねの上、お買い求めください。
		第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者	第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者			
		本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者	
	普通券	片道100kmを超える場合のみ5割引	本人と介護者1名ともに5割引	片道100kmを超える場合のみ5割引	片道100kmを超える場合 本人のみ5割引	
	回数券	—	本人と介護者1名ともに5割引	—	—	
	定期券	—	本人と介護者1名ともに5割引 (12歳未満は割引なし)	—	本人12歳未満の場合、 介護者1名のみ5割引	
	※片道101km以上単独で旅行する場合の普通券は5割引となります。 ※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。 ※定期券について、介護者には通勤定期券に限り発売します。					

私鉄の 旅客運賃 割引	近鉄電車				【近鉄】 近鉄電車テレホンセンタ TEL 050-3536-3957 8時～21時(年中無休)	身体障害者手帳、療 育手帳、精神障害者 保健福祉手帳、もし くはアプリケーション 「ミライロID」の呈示 が必要です。 ※ミライロIDは、事 前にマイナポータル API連携が必要で す。 詳細については、鉄 道会社、各駅等にお 尋ねの上、お買い求 めください。	
		第1種身体障害者・知的障 害者・精神障害者	第2種身体障害者・知的障 害者・精神障害者				
		本人単独	本人と介護者	本人単独			本人と介護者
	普通券	片道100kmを 超える場合の み5割引	本人と介護 者1名ともに 5割引	片道100kmを 超える場合 のみ5割引			片道100kmを 超える場合 本人のみ5割 引
回数券	—	本人と介護 者1名ともに 5割引	—	—			
定期券	—	本人と介護 者1名ともに 5割引 (12歳未満は 割引なし)	—	本人12歳未 満の場合、 介護者1名の み5割引			
※片道101km以上単独で旅行する場合の普通券は5割引となります。 ※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。 ※定期券について、介護者には通勤定期券に限り発売します。							
嵐電(京福電車)				【嵐電(京福電車)】 運輸課 TEL 075-801-2511	身体障害者手帳、療 育手帳、精神障害者 保健福祉手帳、もし くはアプリケーション 「ミライロID」の呈示 が必要です。 詳細については、鉄 道会社、各駅等にお 尋ねの上、お買い求 めください。		
	第1種身体障害者・知的障 害者・精神障害者	第2種身体障害者・知的障 害者・精神障害者					
	本人単独	本人と介護者	本人単独			本人と介護者	
普通券 回数券	—	本人と介護 者1名ともに 5割引	—			—	
定期券	—	本人と介護 者1名ともに 5割引 (12歳未満は 割引なし)	—	本人12歳未 満の場合、 介護者1名の み5割引			
※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。							
叡山電車				【叡山電車】 鉄道部運輸課 TEL 075-781-5121	身体障害者手帳、療 育手帳、精神障害者 保健福祉手帳、もし くはアプリケーション 「ミライロID」の呈示 が必要です。 ※ミライロIDは、事 前にマイナポータル API連携が必要で す。 詳細については、鉄 道会社、各駅等にお 尋ねの上、お買い求 めください。		
	第1種身体障害者・知的障 害者・精神障害者	第2種身体障害者・知的障 害者・精神障害者					
	本人単独	本人と介護者	本人単独			本人と介護者	
普通乗車券 回数券	—	本人と介護 者ともに5割 引	—			—	
定期券	—	本人と介護 者ともに5割 引 (12歳未満は 割引なし、介護 者のみ5割引)	—	本人が12歳 未満の場合 介護者のみ5 割引			
※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。 ※介護者が通学定期券をご利用いただける資格をお持ちでも、介護者は割引の通勤定期券をご利用ください。 ※ご本人が通学定期券をご利用いただける資格をお持ちの場合は、割引の通学定期券をご利用ください。							
坂本ケーブル				【坂本ケーブル】 各 駅	当日乗車券をご購 入される際に、窓口 にて各種手帳の呈 示が必要です。 詳細については、鉄 道会社、各駅等にお 尋ねの上、お買い求 めください。		
<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方は、割引の適用があります。 ・第1種の方、「精神障害者保健福祉手帳(1級)」をお持ちの方が、単独又はご本人様と介護者(1名まで)が同乗のとき、それぞれ5割引となります。第2種の方、「精神障害者保健福祉手帳(2級・3級)」をお持ちの方は、ご本人様が5割引となります。 ※10円未満の端数は10円単位に切り上げた額とします。							

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考
航空旅客 運賃割引	<p>国内航空会社の国内路線の運賃が割引されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率 各航空運送事業者が設定 (航空運送部業者又は路線によって異なることがある) ・ 割引対象者 以下の手帳をお持ちの方及び同一便に搭乗する介護者1名 …身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 <p>※航空券発売窓口にご手帳を呈示して、割引航空券を購入できます。</p>	各航空会社店 営業所 指定代理店	航空会社によっても異なりますので、詳細については直接各航空会社にお問い合わせください。
タクシー 運賃の割引	<p>京都府内の全事業者のタクシーに乗車するとき、乗務員に手帳(身体障害者・療育)を呈示すると割引が受けられます。(割引率1割)</p> <p>※ 本人確認は原則として当該手帳に貼付された写真を確認することにより行います。なお、この割引制度は、市町村で実施している『福祉タクシー利用券』も同時に使用することができます。ただし、市町村によって利用できない事業者もありますので、発行された市町村へお問い合わせください。</p> <p>※ 精神障害者割引を一部タクシー会社が適用あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者割引(1割引)の適用 乗務員に精神障害者保健福祉手帳の呈示により割引 ・ 適用される会社 都タクシー(株)・都大路タクシー(株)・西都交通(株)・城南タクシー(株)・帝産京都自動車(株)・(株)キャビック・エムケイ(株)・加茂タクシー(株)・ギオン自動車(株)・アオイ自動車(株)・第二ヤサカ交通(株)・南ヤサカ交通(株)・彌榮自動車(株)・銀鈴タクシー(株)・洛陽交運(株)・山城ヤサカ交通(株)・興進タクシー(株)・高速タクシー(株)・京都タクシー(株)・谷智恵美(南丹タクシー)・(株)マツシマモビリティサービス・(有)洛南タクシー・NuVe(株)・ひがし都交通(株) 	各タクシー会社 京都運輸支局 TEL 075-681-9765	
民営路線 バスの 運賃割引	<p>京都府の路線バスに乗車するとき、手帳(身体障害者・療育)の写真票欄を呈示すると半額の割引が受けられます。(「バス介護付」のスタンプ表示がある場合は、介護者も含めての割引が受けられます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率…5割引 ・ 適用される会社等 京都バス(株) (075-871-7521)、京阪バス(株) (075-682-2308)、 京都交通(株) (0773-75-5000)、丹後海陸交通(株) (0772-42-0320)、 近鉄バス(株) (06-6618-5300)、阪急バス(株) (06-6866-3154)、 奈良交通(株) (0742-20-3150)、西日本ジェイアールバス(株) (075-672-2851)、 (株)ヤサカバス (075-692-2360)、京都京阪バス(株) (075-981-8800)、 京阪京都交通(株) (0771-23-8000)、プリンセスライン(株) (075-632-3171)、 (株)ケイルック (075-661-1234) 	各バス会社	※バス会社によっては、「精神障害者保健福祉手帳」を呈示すると半額の割引が受けられる場合もありますので、各バス会社へお問い合わせください。

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考																					
有料道路の 通行料金の 割引	<p>本割引の適用を受けるためには、手帳を管理している(手帳に住所記載のある)市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請が必要です。本割引の適用を受ける要件を満たしている場合、手帳に必要事項が記載されたシールを貼付いたします。</p> <p>※申請の前に「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。</p> <p>※自動車を事前登録のうえETC利用申請をされる方については、オンライン申請が可能です。なお、オンラインで申請される場合は、マイナンバーカードが必要になります。(https://www.expressway-discount.jp/)</p> <table border="1" data-bbox="300 450 997 1298"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人運転</th> <th>介護運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>身体障がい者手帳の交付を受けている方が対象</td> <td>身体障がい者手帳又は療育手帳(以下、「手帳」といいます。)の交付を受けている方のうち、重度の障がい※をお持ちの方が対象 ※重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。</td> </tr> <tr> <td>対象となる自動車</td> <td>【車両を事前登録する場合】 自動車検査証等の「家用・事業用の別」に「家用」と記録されている自動車で、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの。 事前登録できる自動車は1台まで。 (「事業用」と記録されている場合、対象となりません。)</td> <td>【車両を事前登録する場合】 同左 ただし、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方が所有するものも対象。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ※自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車が本割引の対象となります。 ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、本割引の利用にあたっては事前の申請手続きが必要です。 ※自動車を事前登録されない場合も、シールの添付が必要となります。その場合、シールの自動車登録番号等の記載箇所には「自動車登録なし」と記載されます。 </td> </tr> <tr> <td>割引額</td> <td colspan="2">通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="2">申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)</td> </tr> <tr> <td>ご利用方法</td> <td colspan="2"> ●現金等でお支払いされる場合又は事前に登録されていない自動車をご利用いただく場合 料金をお支払いいただく料金所で、料金所係員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、手帳の必要事項が記載された箇所をご提示ください。 料金精算機又は自動収受機が設置されている料金所においては、備え付けの係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお知らせください。 ●ETC無線通行(ノンストップ走行)の場合 事前に登録されたETCカードを、あわせて登録されたETC車載器に挿入し、正常に作動していることを確認のうえ、ETCレーン無線通行(ノンストップ走行)してください※。 やむを得ない理由でETCレーンを利用できない場合がありますので、その場合は現金等でお支払いされる場合と同様の方法でご通行ください。そのため、ETC無線通行(ノンストップ走行)される場合であっても、必ず手帳を携帯してください。 ※料金所の料金表示器やETC車載器等には本割引適用後の料金は表示されません。後日、カード会社等からご請求させていただく際に、本割引適用後の料金となります。 </td> </tr> </tbody> </table>		本人運転	介護運転	対象者	身体障がい者手帳の交付を受けている方が対象	身体障がい者手帳又は療育手帳(以下、「手帳」といいます。)の交付を受けている方のうち、重度の障がい※をお持ちの方が対象 ※重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。	対象となる自動車	【車両を事前登録する場合】 自動車検査証等の「家用・事業用の別」に「家用」と記録されている自動車で、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの。 事前登録できる自動車は1台まで。 (「事業用」と記録されている場合、対象となりません。)	【車両を事前登録する場合】 同左 ただし、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方が所有するものも対象。	※自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車が本割引の対象となります。 ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、本割引の利用にあたっては事前の申請手続きが必要です。 ※自動車を事前登録されない場合も、シールの添付が必要となります。その場合、シールの自動車登録番号等の記載箇所には「自動車登録なし」と記載されます。			割引額	通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)		有効期限	申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)		ご利用方法	●現金等でお支払いされる場合又は事前に登録されていない自動車をご利用いただく場合 料金をお支払いいただく料金所で、料金所係員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、手帳の必要事項が記載された箇所をご提示ください。 料金精算機又は自動収受機が設置されている料金所においては、備え付けの係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお知らせください。 ●ETC無線通行(ノンストップ走行)の場合 事前に登録されたETCカードを、あわせて登録されたETC車載器に挿入し、正常に作動していることを確認のうえ、ETCレーン無線通行(ノンストップ走行)してください※。 やむを得ない理由でETCレーンを利用できない場合がありますので、その場合は現金等でお支払いされる場合と同様の方法でご通行ください。そのため、ETC無線通行(ノンストップ走行)される場合であっても、必ず手帳を携帯してください。 ※料金所の料金表示器やETC車載器等には本割引適用後の料金は表示されません。後日、カード会社等からご請求させていただく際に、本割引適用後の料金となります。		市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)	
	本人運転	介護運転																						
対象者	身体障がい者手帳の交付を受けている方が対象	身体障がい者手帳又は療育手帳(以下、「手帳」といいます。)の交付を受けている方のうち、重度の障がい※をお持ちの方が対象 ※重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。																						
対象となる自動車	【車両を事前登録する場合】 自動車検査証等の「家用・事業用の別」に「家用」と記録されている自動車で、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの。 事前登録できる自動車は1台まで。 (「事業用」と記録されている場合、対象となりません。)	【車両を事前登録する場合】 同左 ただし、本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方が所有するものも対象。																						
※自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車が本割引の対象となります。 ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、本割引の利用にあたっては事前の申請手続きが必要です。 ※自動車を事前登録されない場合も、シールの添付が必要となります。その場合、シールの自動車登録番号等の記載箇所には「自動車登録なし」と記載されます。																								
割引額	通常料金の半額 (端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)																							
有効期限	申請した日から2回目の誕生日まで (更新の場合は3回目の誕生日まで。ただし最長2年2か月間)																							
ご利用方法	●現金等でお支払いされる場合又は事前に登録されていない自動車をご利用いただく場合 料金をお支払いいただく料金所で、料金所係員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、手帳の必要事項が記載された箇所をご提示ください。 料金精算機又は自動収受機が設置されている料金所においては、備え付けの係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお知らせください。 ●ETC無線通行(ノンストップ走行)の場合 事前に登録されたETCカードを、あわせて登録されたETC車載器に挿入し、正常に作動していることを確認のうえ、ETCレーン無線通行(ノンストップ走行)してください※。 やむを得ない理由でETCレーンを利用できない場合がありますので、その場合は現金等でお支払いされる場合と同様の方法でご通行ください。そのため、ETC無線通行(ノンストップ走行)される場合であっても、必ず手帳を携帯してください。 ※料金所の料金表示器やETC車載器等には本割引適用後の料金は表示されません。後日、カード会社等からご請求させていただく際に、本割引適用後の料金となります。																							

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考																				
施設(電話)設置負担金の分割払	市町村民税の非課税証明者や生活保護の決定通知書の提示により新規に電話を引くときにかかる施設設置負担金が分割払いできます。	NTT西日本 (局番なしの116番) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日も受付、年末年始12/29～1/3を除きます。)																					
福祉用電話機器のレンタル料の減額	65歳以上の一人暮らしの方、または身体障がいなどの認定を受けている方が次の福祉用電話機器をレンタル利用する場合に、使用料が減額されます。シルバーホン(あんしんSVI、めいりょう、ふれあいSⅡ、ひびきSⅢ)	NTT西日本 (局番なしの116番) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜・日曜・祝日も受付、年末年始12/29～1/3を除きます。)																					
携帯電話料金の割引	各種手帳(※)・証明書をお持ちの方 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等 ※事前に会社への申し込みが必要です。 ※割引内容等は各社によって異なりますのでお問い合わせください。	携帯電話サービス提供各社																					
電話番号案内	無料扱いの対象範囲 (注) (1)身体障害者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいがある方 <table border="1" data-bbox="300 964 999 1271"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>身体障害者等表による級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・視覚障がい</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>・肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)</td> <td>1、2級</td> </tr> <tr> <td>・聴覚障がい</td> <td>2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)</td> </tr> <tr> <td>・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい</td> <td>3級、4級 (1級、2級はなし)</td> </tr> </tbody> </table> (注)身体障害者福祉法、施行規則 (2)戦傷病者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいがある方 <table border="1" data-bbox="300 1333 999 1542"> <thead> <tr> <th>障害区分</th> <th>身体障害者等級表による級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・視力の障がい</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>・上肢の障がい</td> <td>特別項症～第2項症</td> </tr> <tr> <td>・聴覚障がい</td> <td>第2項症、第4項症</td> </tr> <tr> <td>・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい</td> <td>第1項症、第2項症、第4項症</td> </tr> </tbody> </table> ・療育手帳(愛護の手帳・愛の手帳・みどりの手帳)を持っている方 ・精神障害者保健福祉手帳を持っている方	障害区分	身体障害者等表による級別	・視覚障がい	1～6級	・肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1、2級	・聴覚障がい	2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)	・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級 (1級、2級はなし)	障害区分	身体障害者等級表による級別	・視力の障がい	特別項症～第6項症	・上肢の障がい	特別項症～第2項症	・聴覚障がい	第2項症、第4項症	・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症	NTT西日本 ふれあい案内担当 TEL 0120-104-174 FAX 0120-104-134 受付 午前9時～17時 (土日祝・年末年始除く) ※FAXによるお問い合わせに関する注意事項 ・お客様のお名前、FAX番号を用紙に記載し、FAX送信してください。	ご利用には、事前登録が必要です。 ふれあい案内はNTT西日本・NTT東日本のお客さまに提供するサービスです。
障害区分	身体障害者等表による級別																						
・視覚障がい	1～6級																						
・肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1、2級																						
・聴覚障がい	2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)																						
・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級 (1級、2級はなし)																						
障害区分	身体障害者等級表による級別																						
・視力の障がい	特別項症～第6項症																						
・上肢の障がい	特別項症～第2項症																						
・聴覚障がい	第2項症、第4項症																						
・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症																						
NHK放送受信料の減免	全額免除 <table border="1" data-bbox="300 1637 999 2012"> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合</td> </tr> </tbody> </table> 半額免除 <table border="1" data-bbox="300 2047 999 2395"> <tbody> <tr> <td>視覚・聴覚障害者</td> <td>視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の身体障害者</td> <td>身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の知的障害者</td> <td>所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合</td> </tr> <tr> <td>重度の精神障害者</td> <td>精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合</td> </tr> </tbody> </table>	身体障害者	身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合	重度の身体障害者	身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合	放送局 市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)	市福祉事務所長又は町村長の証明が必要 半額免除は、NHKの窓口でも受け付けません。詳細は、NHKまでお問い合わせください。						
身体障害者	身体障害者手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により知的障害者と判定された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合																						
視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている者が、世帯主である場合																						
重度の身体障害者	身体障害者手帳を持っていて、障害等級が重度(1級または2級)の者が、世帯主である場合																						
重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、家庭支援総合センター(知的障害者更生相談所)または児童相談所により重度の知的障害者と判定された者が、世帯主である場合																						
重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が重度(1級)の者が、世帯主である場合																						

制 度	対 象 者 及 び 内 容	問 い 合 わ せ 先	備 考																																
(第四種郵便物) 点字郵便物	点字のみを内容とする郵便物は無料(3kgまで) サイズ 最大:長さ60cm、幅及び厚さの合計が90cm 最小:長さ14cm、幅9cm	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 0570-943-790																																	
(第四種郵便物) 特定録音物 等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物は無料(3kgまで) サイズ:同上	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 0570-943-790	日本郵便株式会社の 指定する施設との 発受に限ります。																																
定期刊行物の 低料第三種 郵便物承認	心身障がい者団体が発行する定期刊行物を内容とし、発行人または売り さばき人から差し出されるもの ① 月3回以上発行の新聞 50gまで8円 ② その他 50gまで15円	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 0570-943-790	第三種郵便物として 差し出すためには、 発行する定期刊行 物が、事前に第三種 郵便物の承認を受 けていることが必要 です。																																
聴覚障がい者 用ゆうパック・ 点字ゆうパック	聴覚障がい者用ゆうパックの運賃(重量30kgまで) <table border="1" data-bbox="325 885 950 958"> <tr><th>サイズ</th><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td><td>140</td><td>160</td><td>170</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>100</td><td>210</td><td>320</td><td>420</td><td>520</td><td>630</td><td>730</td></tr> </table> 点字ゆうパック(重量30kgまで) <table border="1" data-bbox="325 1056 950 1129"> <tr><th>サイズ</th><td>60</td><td>80</td><td>100</td><td>120</td><td>140</td><td>160</td><td>170</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>100</td><td>210</td><td>320</td><td>420</td><td>520</td><td>630</td><td>730</td></tr> </table>	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 0570-943-790	日本郵便株式会社の 指定を受けた聴 覚に障がいのある方 の福祉を増進するこ とを目的とする施設 と聴覚に障がいのある 方との間で発受され るビデオテープを 内容とするゆうパッ ク及び大型の点字 図書等を内容とする ものに限ります。
サイズ	60	80	100	120	140	160	170																												
運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730																												
サイズ	60	80	100	120	140	160	170																												
運賃額(円)	100	210	320	420	520	630	730																												
心身障がい者 用ゆうメール	心身障がい者用ゆうメールの運賃 <table border="1" data-bbox="325 1260 950 1360"> <tr><th>重量</th><td>150gま で</td><td>250g まで</td><td>500g まで</td><td>1kg まで</td><td>2kg まで</td><td>2kg超え3kg までのもの</td></tr> <tr><th>運賃額(円)</th><td>92</td><td>110</td><td>150</td><td>180</td><td>230</td><td>310</td></tr> </table> サイズ 長さ(A)+厚さ(B)+幅(C) 最大:A+B+C=1.7 最小:長さ14 幅9cm	重量	150gま で	250g まで	500g まで	1kg まで	2kg まで	2kg超え3kg までのもの	運賃額(円)	92	110	150	180	230	310	日本郵便株式会社 の郵便局 (一部の郵便局を除く) 日本郵便株式会社 京都中央郵便局 TEL 0570-943-790	図書館法に規定す る図書館で日本郵 便株式会社に届け 出た図書館と身体に 重度の障がいのある 方又は知的障がい の程度が重い方と の間で図書閲覧の ために発受するもの に限ります。																		
重量	150gま で	250g まで	500g まで	1kg まで	2kg まで	2kg超え3kg までのもの																													
運賃額(円)	92	110	150	180	230	310																													
青い鳥はがき の無料配布	・ 対象者 (1)重度の身体障害者 身体障害者手帳に「1級」または「2級」の表記がある 方 (2)重度の知的障がい者 療育手帳に「A」または「1度」または「2度」の表記がある 方 ・ 配布枚数 1人20枚/回 (1回限り) ・ 申込受付期間 4月1日～5月31日(土日に当たる場合は翌営業日) ・ 配布期間 4月20日～5月31日(土日に当たる場合は翌営業日)	日本郵便株式会社 の郵便局 TEL 0570-943-790	発行日以降、最寄りの 配達を担当する郵 便局からお届けしま す。																																